

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 4 月定例会議案

議 案 名

議案第 2 3 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について……………	1
議案第 2 4 号	上尾市小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則 の制定について……………	3

## 議案第 23 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を次のように定める。

平成 28 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 27 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「定める者」の次に「（以下これらの者を「要保護者等」という。）」を加え、「当該支給認定保護者に」を「当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の 2 第 2 項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。）が 7 万 7, 101 円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に」に、「、「0 円」と」を「「0 円」と、「同表 C の項中「7, 500 円」とあるのは「3, 750 円」と」に改め、同表備考第 3 項中「（平成 26 年政令第 213 号）」を削り、同表備考中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合の支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が 7 万 7, 101 円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育又は特別利用教育に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの

表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円

5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後に行われた特定教育・保育及び特別利用教育について適用し、同日前に行われた特定教育・保育及び特別利用教育については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の見出し中「の従事」を「への従事等」に改め、同条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「、事務若しくは営利企業等に従事しようとするとき」を「若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするとき」に改める。

第 3 号様式の 2 を次のように改める。

介 護 休 暇 簿

氏名

（表面）

要介護者に関する事項	氏名					要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期	年 月 日					
介護休暇の期間の初日から1年間 年 月 日から 年 月 日							
連続する一の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）		連続する二の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
連続する二の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）				
連続する三の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）				
合計	月（日）＊6月（180日）を越えない範囲						
承認年月日	届出年月日	承認			申請者印	休 暇 の 期 間	
		校長				年 月 日	時 分
..	..					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）
						年 月 日から	時 分～時 分
						年 月 日まで	時 分～時 分
						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）
						年 月 日から	時 分～時 分
						年 月 日まで	時 分～時 分
						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）
						年 月 日から	時 分～時 分
						年 月 日まで	時 分～時 分

（裏面）

受理年月日	届出年月日	受 理		届出者印	休 暇 の 取 り 消 し 等 の 期 間			備 考
		校長			年 月 日	時 分	日・時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	
					年 月 日から	時 分～時 分	日	
					年 月 日まで	時 分～時 分	時間	

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正前の第3号様式の2による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 提案理由

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、服務規程の一部を改正したいので、この案を提出する。